

各事業の主な取組みや課題等(令和元年度～令和5年度)

1 学校教育における人権教育に関する施策

(1)学校における人権教育の推進

事業	主な取組みや成果	課題や取組みの方向性
01 人権読本「ぬくもり」の活用促進	校長連絡会や人権教育担当者研修会等で人権読本「ぬくもり」の活用を周知し、「ぬくもり」を活用した学校が増えた。また、必修題材を活用した学習後に児童生徒のアンケートを実施し、「ぬくもり」の効果を検証でき、児童生徒の人権感覚を高めることができた。	時代の急激な変化や福岡市の現状と課題から、児童生徒に必要な人権課題について毎年4題材程度を見直し、作成していく。また、人権読本「ぬくもり」の活用事例を募集し、「人権教育サイト」に掲載していく。
02 学級集団アセスメントの実施	校内研修のための講師リストを更新し、各学校の実態に応じた研修となるように選択の幅を広げた。また、要支援群の児童生徒一人ひとりに支援シートを作成し、具体的な支援を行うことで、Q-Uの結果を効果的に活用した。令和5年度からは小中学校の全学年を対象に、年1回実施できるようになった。	児童生徒が抱える課題の複雑化に応じた、よりきめ細やかな支援が求められるため、Q-Uの結果をより細やかに分析するための教職員のスキルアップが必要である。そのため研修の充実や研修方法の工夫によって、より効果的な校内研修となるよう、研修資料や動画等を作成、提案していく。
03 子ども日本語サポートプロジェクト	特別の教育課程で日本語指導を受けた児童生徒数は令和元年度311人から令和5年度559人、日本語指導員の派遣を受けた児童生徒数は令和3年度125人から令和5年度279人、とそれぞれ増加している。また、日本語指導に関する教育委員会の研修の他にも、研究団体独自の研修もあり、教員の質の向上に努めている。	日本語指導が必要な児童生徒の増加が一部のエリアに集中している。これまでのプロジェクトの実績をもとに、今後も児童生徒が日本語で学校生活を営み、日本語での学習に取り組める必要な支援を行うとともに、人数増加による体制の見直しを適宜行う。
04 国際理解教育の推進	小学3年生からネイティブの外国語に触れ、実際に外国語を使う機会を充実させ、コミュニケーション能力の向上や異文化理解を推進できた。また、互いの考えや気持ちを英語で伝え合う言語活動を中心とする授業を充実させた結果、英語チャレンジテスト(英検IBA)で英検3級相当以上の生徒の割合が年々高まっている。	授業力の向上、研修会の充実、外国語教育における小中連携が課題であるため、タブレットを利用した児童生徒のコミュニケーション活動場面の設定、小学5・6年生と中学校全学年に対するNSの1学級年間30時間程度の配置、小中連携に向けた外国語授業の実施による指導力の向上等に取り組む。
05 ふくせき制度	コロナ禍の影響により令和2～3年度は居住地校交流の実施回数は減ったが、感染症対策やオンラインの活用など、児童生徒の実態等を踏まえた継続した交流のための工夫が見られ、実施の割合が増えており、現在はコロナ禍前の実施の割合に近づいている。	ふくせき制度に基づく小中学校入学式への参加(紹介を含む)率が横ばいの状況が続いているため、リーフレット等を活用し、制度の周知を図っていく。
06 いじめゼロプロジェクト	令和3年度から、全校の代表児童生徒の集合開催ではなく、小5から中3の全児童生徒を対象とし、オンライン会議により開催したことで、多くの児童生徒と教員が「いじめゼロサミット」へ参加することができた。	保護者、地域とのさらなる連携を図り、いじめがおきにくい学級や学校をつくるという考えをさらに広め、今後も継続して児童生徒が主体となったいじめの未然防止、早期発見、即対応の取組に力をいれる必要がある。このため、事業の効果を広く公表するとともに、教育活動全体を通したいじめ防止の取組みが推進されるよう、年間計画への位置付けと確実な取組みの実施を指導する。
07 学校ネットパトロール事業	学校非公式サイト等ネットの問題のある書き込みや画像を監視し、学校への情報提供や削除・修正指導、削除支援を行った。また、毎月ホームページに掲載する啓発資料を各学校が活用できるように改善したところ、情報モラル指導実施状況調査において、「啓発資料を活用した学校数」が増加した。	情報モラルに関しては、SNSを活用したコミュニケーションのあり方等の研修を深めていく必要があるため、講演会やグループワーク等の活動を取り入れていくように各学校への啓発を図るとともに、毎月の啓発資料を保護者に周知していく。
08 スクールソーシャルワーカー活用事業 09 スクールカウンセラー等活用事業 10 教育相談機能の充実 11 不登校対応教員の配置	スクールソーシャルワーカー(全ての市立学校)、スクールカウンセラー(全ての市立学校)、不登校児童生徒への対応に専任的に取り組む教員「教育相談コーディネーター」(全中学校区)を、それぞれ配置した。また、教育カウンセラーによる電話相談・面接相談、適応指導教室における集団での活動や個別カウンセリング、SNS(LINE)を活用した相談を実施し、児童生徒の学校復帰や社会的自立に資することができた。	児童生徒や保護者の悩みや課題は複雑化・多様化しており、より高度な専門性をもつスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが教員や関係機関と連携を図りながら、きめ細かな支援を行う。また、スクールカウンセラーと児童生徒や保護者の面談の機会の増加、オンラインや訪問によるカウンセリング、教育相談コーディネーターの役割や経験に応じた研修等の実施による資質の向上等に取り組む。

各事業の主な取組みや課題等(令和元年度～令和5年度)

1 学校教育における人権教育に関する施策

(2)教職員の資質・能力の向上・活性化

事業	主な取組みや成果	課題や取組みの方向性
12 教育委員会主催人権教育研修	コロナ禍に伴い、研修の実施方法を大きく見直し、研修の内容や目的に応じて適切にオンラインを活用しながら、人権教育研修の推進に努めることができた。	研修の内容や目的に合わせて、集合型、オンライン形式、オンデマンド型などの研修形式を検討して、実施する必要がある。
13 全市人権教育研修	コロナ禍を経て、研修においてオンラインを活用するとともに、内容を各学校の実態に合わせて選択したり、校内人権教育担当者による研修を組み合わせたりしながら、研修の推進に努めることができた。	オンラインを活用した研修では、研修効果を高めていくために、本研修と校内における研修との関連をより図っていく必要がある。
14 校内人権教育研修	様々な人権問題に対して、認識を深める研修と、課題を解決する研修との調和を意識した研修計画が定着しつつある。また、全市人権教育研修と合わせた夏季校内人権教育研修が定着しており、全職員で人権課題に取り組む風土が醸成されている。	講師招聘に関しては、学校間の格差が大きく、校長・人権教育担当者研修で各校の取組みを交流している中で、積極的に活用している学校がある一方で、ほとんど行っていない学校があるため、オンラインによる講話や協議なども活用して、教員の知的理解・人権意識を高められるような工夫を人権教育担当者研修等で提案する。
15 体罰によらない教育の推進	「体罰によらない教育のために(リーフレット、研修編・資料編)」の活用の推進、特別研修の実施への連携、校長連絡会等での周知、体罰によらない教育推進委員会の実施、体罰防止に関する指導の徹底についての文書による事案の報告を行った。	行き過ぎた指導や不適切な指導などの具体例について研修で触れ、感情的な指導や身体接触を行う指導をしないように促していく。また、体罰の前兆といわれる、不適切な指導の発生において、聞き取り、指導、報告を迅速に対処していく。
16 人権教育研究団体との連携	各団体における研修会について、教職員の人権問題に対する正しい理解・認識と人権意識の高揚の程度を確認するため、令和3年度から研修後のアンケートにおける肯定的回答の割合を測定しており、各年度とも98%以上の高水準での効果が得られた。	アンケート結果は高水準であるものの、一方で、肯定的回答に至らなかった参加者も一部いるため、より効果的な研修となるよう工夫して実施していく必要があり、引き続き団体への助成を通じて、教職員の人権問題に対する正しい理解・認識と人権意識の高揚を図っていく。

(3)指導書・資料等の整備・活用

事業	主な取組みや成果	課題や取組みの方向性
17 「人権教育指導の手引き」の活用促進	市教委作成の「人権教育サイト」等にデータをアップロードし、活用を促進するとともに、刻々と変化する人権問題に対して、毎年度の改訂時に刷新した。また、「教職員の人権問題に関する調査」の項目と解説及び回答内容を掲載し、振り返りと学び直しを促進した。	中学校の校内研修等における手引きの活用促進を図っていく必要があり、活用率を上げるために、課題を解決する研修例や、授業実践例等、内容の見直しを行い、『人権教育サイト』にデータをアップロードし、活用を促していく。
18 「小・中学校の社会科における部落問題学習指導事例」の活用促進	年度初めに、各学校1名の悉皆研修において、部落問題学習の取組の現状や指導事例の活用について周知した。また、指導事例に関しては、改定版や新規事例を掲載することができた。	教師が活用しやすいように、人権教育サイト等への掲載方法を変更する。また、賤称語に関する指導の強化を図るため、掲載している指導事例を主体的・対話的で深い学びの観点で見直していく。
19 「いじめ対応マニュアル」の活用促進	「いじめ対応マニュアル」と教職員向けリーフレットのデータをポータルに掲載した。また、連絡会等でマニュアル等を活用した校内研修会の実施を促し、全ての学校でマニュアル等を活用した研修会が実施された。現在、マニュアルの改訂を進めている。	平成30年に改訂した「福岡市いじめ防止基本方針」にあわせ、平成19年に作成されたいじめ対応マニュアルを改訂すると同時に、全教職員へマニュアル改訂とその活用の周知を徹底する。
20 「虐待防止マニュアル」の活用促進	社会を取り巻く環境の変化に伴い、虐待の早期発見・支援、更なる連携に向けて、関係課と連携し、マニュアルの改訂を行うとともに、全学校に虐待防止に向けた取組みを徹底するよう周知し続けることができた。	「虐待対応の手引き」の改訂は行ったが、各学校において有効活用し、教職員の虐待防止等の認識がさらに高まるよう、今後も、こども総合相談センターなど関係機関とも連携し、手引きの内容等を検討していく。

各事業の主な取組みや課題等(令和元年度～令和5年度)

1 学校教育における人権教育に関する施策

(4)家庭・地域や関係機関・団体との連携

事業	主な取組みや成果	課題や取組みの方向性
21 いじめ防止対策委員会の推進	全学校が「学校いじめ防止基本方針」を策定し、それに伴って「学校いじめ防止対策委員会」を設置・開催した。また、「基本方針」「委員会の組織表」、委員会開催等を含む「いじめ防止に関わる取組の年間計画」の提出を求めた。	各学校の方針の見直しを行い、内容を精査する必要がある。また、学期末ごとに、いじめ対応チェックシートを全学校に提出させることで、毎月行ういじめの実態を調査するためのアンケートやいじめ防止対策委員会が適切に実施されているか確認する。
22 特別支援学校卒業生の就労促進	コロナの影響もあり、各種セミナーなどが開催できない時期もあったが、オンライン配信で開催したことで、継続して取り組めた。その後、コロナも5類になったことで、生徒の現場実習や生活に関する経験、対面でのセミナーの開催も増えた。	卒業後すぐに就労を目指すのではなく、将来的に就労を目指す生徒が増えてきていることも考えながら、また、生徒のニーズや実態・課題について調査しながら、取組みを考えていく。
23 進路指導事業	高校訪問に替わる事業として、進路指導に関する小中高連絡会を令和5年度から実施し、進路指導の留意点に関する研修や中途退学防止や進路指導の充実等についての情報交換会を行い、小学校・中学校・高等学校との連携を図った。また、同時に進路指導協力者会議を開催し、関係機関・団体と相互に連携を図った。	「卒業生の進路状況調査」継続実施し、中途退学者の近年の傾向を把握する情報として、事業達成のために活かす。また、こども未来局と連携するために「若者支援地域協議会」へ参加し、「若者総合相談センター」の活用を各学校に啓発する。
24 ふれあい学び舎事業	令和2年度から令和4年度までは、コロナ禍のため未実施であったが、令和5年度においては、各学校が実態に応じて実施学年を決めて実施し、個別の指導が必要な児童の学習意欲の向上や学習習慣の定着を図ることができた。	参加してほしい児童が参加しておらず、また、指導者の指導力にばらつきがあり、必ずしも学習習慣定着に結び付かない例もあった。引き続き、放課後に地域人材等をふれあい支援リーダー、ふれあい支援員として活用し、補充学習を実施して、個別指導が必要な児童へのきめ細かな支援を行うことで、学習習慣の定着や学習意欲の向上を図る。
05 ふくせき制度 08 スクールソーシャルワーカー活用事業 09 スクールカウンセラー等活用事業 10 教育相談機能の充実 16 人権教育研究団体との連携	(再掲)	(再掲)

各事業の主な取組みや課題等(令和元年度～令和5年度)

2 社会教育における人権教育に関する施策

(3) 市民主体の取組みへの支援及び連携

事業	主な取組みや成果	課題や取組みの方向性
32 人権啓発地域推進組織(人尊協)の設立・支援	新型コロナウイルス感染症の影響下においても、それぞれの地域において拡大防止を図りつつ、創意工夫した学習・啓発活動が継続されており、すべての人の人権が尊重されるまちづくりの推進に寄与した。また、西都北校区人権尊重推進協議会が新たに設立された。	人尊協の未設立校区の解消に向けて、引き続き該当区と連携しながら、校区の実情に応じて働きかけを行っていく。また、各人尊協の活動内容の工夫改善や人的交流の活発化が図られるよう、各人尊協の実情に応じた支援を行っていく。
33 人権啓発地域推進組織(人尊協)全市交流会	令和元年度と令和4年度は外部講師の招聘による講演会を実施したが、令和5年度は人尊協の活動実践報告としたことにより、参加者の活動に対する意欲向上や各組織の事業運営へのヒントにつながった。	実践報告自体は概ね好評だったが、「真似したくても地域や組織の実情から難しい」といった意見もあり、好事例の活動の他校区への広がりが少ない。今後も各区と連携しながら、地域の実情にあった個別の指導、助言、情報提供など支援を行っていく。
34 区人権啓発地域推進組織(人尊協)交流会	コロナ禍により中止した年度もあったが、開催方法を工夫しながら継続し、令和5年度においてはグループ討議、講演会、ワールドカフェなど対面形式で再開した。区によって内容は様々であり、会場内に校区・地区での啓発グッズを展示する等の工夫もあった。	各人尊協の交流や情報交換・共有の貴重な場であり、各団体の活動の充実につながるよう、開催内容や進め方などを工夫しながら実施していく。
35 PTA人権教育研修	個別に実施していた研修講座や人権教育担当者連絡会を全市一斉オンデマンド配信に開催方法を見直し、PTAにとって参加しやすい環境を提供した。	新型コロナウイルス感染症の影響で単位PTAの研修が中止されていることから、ノウハウが引き継がれておらず、研修が実施できていないPTAもあるため、区とともにPTAへの助言を行っていく。また、参加の機会が多くなるよう、引き続き対面と動画配信を継続する。
36 区PTA連合会の支援 37 単位PTAの支援	コロナ禍を受け、令和4年度からPTA研修講座、役員・委員研修、人権教育研修担当者連絡会は全市一斉オンデマンド配信で実施した。また、PTA研究会や単位PTA支援セミナー等を対面で開催したり、録画配信により講座を提供した区もあった。	新型コロナウイルス感染症の影響でPTA活動が下火になり、これまでの取組みが引き継がれておらず、また、保護者のPTA活動に対する意識が変化してきているため、今後のPTA支援のあり方を検討する必要がある。
38 区人権啓発連絡会議	コロナ禍により対面での開催ができず、参加者の減少もある中で、総会を書面開催した区もあったが、対面開催した区では引き続き研修会やセミナーも併せて開催した。また、広報紙を発行して人権意識の向上を図った区もあった。	会議を構成する各委員の高齢化が目立ち、また、委員の多くが他の役職を兼務していたり、働いている者が総会や研修会へ参加できなかったりしているため、構成員の日程調整や研修内容の工夫等、最適な取組みを検討していく必要がある。
39 区人権を考えるつどい	コロナ禍のため中止になった年度もあったが、各区において人権課題の当事者による講演会や人権をテーマにした映画の上映会を開催し、ほとんどの区で「内容に満足した」と回答した参加者の割合が9割以上であった。	共催する市民センター指定管理者との連携を密に図りながら、様々な人権問題に関心を持っていただけるよう、また、幅広い年齢層に参加してもらえるよう、社会の現状や情勢の変化に応じてテーマの設定や講師の選定を行う必要がある。
40 人権教育推進交流会	コロナ禍のため開催できない年度や人数を縮小した年度もあったが、令和5年度は支部交流会、講話、意見交換会などを例年どおり対面で実施できたことで、活発な交流が行われ、人権問題について共通認識を深め、人権学習及び啓発の推進を図ることができた。	同和問題の解決に向けた人権教育啓発を推進するための効果的な手法について協議し、今後の各々の取り組みに活かせるような内容とする。また地域での横のつながりを形成できるようテーマや開催手法について工夫する。
41 区広報誌づくり講座	コロナ禍により中止にした年度もあったが、対面での講座や録画の配信による研修を実施し、開催した区のアンケート結果によると、「講座が役に立った」と回答した参加者の割合が9割以上であった。また、令和4年度に広報アドバイザーが配置されたため、講座を開催しない区もあった。	単位PTA専用HPやSNSなど広報手段が多様化し、広報委員会を設定していない単位PTAもあり、広報紙づくりに関する支援について、講座形式の要否も含め、あり方を検討する必要がある。

各事業の主な取組みや課題等(令和元年度～令和5年度)

3 特定職業従事者の人権教育の推進

(1)教育委員会事務局職員

事業	主な取組みや成果	課題や取組みの方向性
42 教育委員会職員人権教育研修	新型コロナウイルスの蔓延を理由に、オンライン形式などの受講形式を取り入れ、開催地までの移動時間といった職員の負担を軽減することができた。結果としてより集中して受講が可能となったことから、高い割合で職員の認識を深めることができた。	オンラインでの受講を希望する参加者の声が多くあったため、今後もどこからでも受講できる方法の充実に努める。また、社会情勢の変化などに応じ、人権に対する理解度を深め、人権意識のさらなる向上を図るため、身近な問題をテーマとするなど研修内容の充実に努める。

(2)教職員

事業	主な取組みや成果	課題や取組みの方向性
12 教育委員会主催人権教育研修 13 全市人権教育研修 14 校内人権教育研修 15 体罰によらない教育の推進 16 人権教育研究団体との連携	(再掲)	(再掲)

(3)社会教育関係者

事業	主な取組みや成果	課題や取組みの方向性
43 社会教育主事等研修	研修終了後に実施するアンケートの「今後の仕事に役に立つ」と回答した参加者の割合は90%を超え、人権問題についての共通の理解と認識を図り、専門的力を高めることに一定の成果があり、参加者の業務に活かせるものであった。	様々な人権問題に関するより深い知識の習得や、現場での研修会等で柔軟に対応できる力量の向上に向けて、より効果的な啓発につながるよう、講義・ワークショップ・グループ討議・フィールドワーク等を組み合わせた研修を実施し、内容もより実践的なものとなるように努める。
44 新任公民館職員研修	公民館の管理運営を含む、公民館と関わりのある市の事業などの研修計画のうち、人権問題学習をテーマとした研修を実施し、人権の考え方がより身近なものとなり、日常生活の中で人権問題への気づきを促す講座となった。	研修方法を見直し、資料配布のみとした研修もあったため、受講者の理解度を確認しながら、資料の工夫や、集合形式での研修とのバランスなど、研修方法の検討を行っていく必要がある。
45 公民館職員人権教育研修	コロナ禍により中止した研修もあったが、各区で講義、グループワーク、DVD上映、録画配信などといった内容で実施し、公民館事業を展開する上での人権を尊重する姿勢や考え方を学ぶとともに、公民館職員の交流と相互理解にもつながった。	特定職業従事者としての公民館職員が、地域における人権教育・啓発の担い手の一人として、また、地域住民に最も身近な職員として、人権問題に関する理解が深まるよう、公民館の実情及び時宜を踏まえたテーマ・講師を選定し、参加者の満足度の上昇に努める必要がある。
46 公民館運営懇話会委員研修	コロナ禍で中止や回数の減少をした年度もあったが、各公民館で研修を実施し、日常生活の中で人権について考え、地域活動等に活かすため、時宜に合った人権課題を話題にして研修を提供した。また、懇話会委員との人間関係づくりが図られた。	委員は校区の役員等がほとんどであるが、任期が1年である委員も多く、研修の積み重ねができないため、継続的な研修が必要である。また、引き続き就任した委員に対して人権に関する事業を続けていくことの意義を理解していただけるよう、内容を工夫していく必要がある。